

## 平成30年2月上旬に医療費のお知らせを郵送

医療費について関心を深めていただくことを目的に、受診された医療機関等の名称や医療費の額等のお知らせを、被扶養者を含む加入者の皆様に平成30年2月上旬にお送りいたします。

平成30年2月開始の確定申告から、医療保険者（健康保険組合等）が発行している医療費通知（医療費のお知らせ）が医療費控除の証拠書類として使用できるようになったことから、今までのハガキタイプ（年2回、6月と12月送付）を封書タイプで年1回、2月に送付することといたしました。

◎対象期間・・・平成29年1月～平成29年11月診療分（11カ月分）

※12月分の医療費は平成30年2月に健康保険組合に到着するため間に合いません。12月分は領収書で申告の対応をお願いします。

◎通知内容・・・診療年月、診療区分、総医療費、健康保険組合の支払額、皆様の窓口支払額および受診医療機関名が記載されています。

受診の心当たりがない、医療費が支払った自己負担と比べ高すぎるなど、ご不審な点がありましたら、当健康保険組合にご連絡ください。

### ●医療費控除等について

※健康保険組合が発行する医療費通知（医療費のお知らせ）を添付して、医療費控除の明細書の「医療費通知に関する事項」欄に記入すれば、医療費控除の明細書の「医療費の明細」欄の記入は省略できます。

ただし、保険診療外の医療費、市販薬購入費及び交通費（タクシー代）等は、医療費通知に記載されておりませんので、領収書に基づき作成した明細書を申告書に添付することとなります。

※柔整師等の療養費は、当組合のシステムが対応できないため、「診療を受けた医療機関名」の欄が空白となっています。つきましては、領収書に基づいて「医療費のお知らせ」の原本に、領収書に記載されている施術者名又は団体等の名称を補完記入していただければ、医療費控除の有効な証拠となります。

※「医療費のお知らせ」の再発行を希望する場合は、「健康保険医療費のお知らせ発行申請書」に必要事項を記載して申請ください。